

# 令和8年 春の全国交通安全運動 鳥取市実施要綱

## 期 間

令和8年4月6日（月）～4月15日（水）

## 鳥取県交通安全スローガン

ゆずりあう あなたの気持ちで 事故減らす

**目 的** 本運動は、広く市民に交通安全の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民一人ひとりによる道路交通環境の改善に向けた取組を進めることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

- 重 点**
- 1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
  - 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
  - 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

4月10日（金）は  
「交通事故死ゼロを目指す日」

4月15日（水）は  
「交通安全にみんなで参加する日」及び  
「交通マナーアップ強化日」

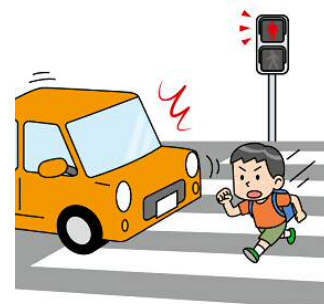
～鳥取市交通安全対策協議会～

# 重点事項1

## 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保

### ◎運転者は・・・

- 子どもは、大人より目線が低く視野も狭いため、近づいてくる車の認識（危険予測）が不十分と考え、子どもの飛び出しに注意しましょう。特に通学路や生活道路では速度を落とし、子どもの早期発見に努めるとともに、子どもの動向に注意を払って通行しましょう。
- 横断歩道の手前では、歩行者等がないことが明らかな場合を除き、停止可能な速度まで減速し、横断しようとする歩行者等がいる場合は、一時停止して歩行者の横断を優先させましょう。



### ◎歩行者は・・・

- 横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るため、運転者に対して横断する意思を手を上げるなどして明確に伝えましょう。また、信号が青であっても安全を確認してから横断を始め、横断中も周囲の安全を確認しましょう。
- 日常生活において、日頃から大人が交通ルールを守り、子どもの手本となるよう行動しましょう。



### ◎学校・地域・家庭では・・・

- 春は、入園入学などに伴い通学路や交通環境が変わることにより、児童生徒が関係する交通事故の危険性が高まることから、登下校時間帯の交通安全指導や見守り活動を積極的に行いましょう。
- 歩行中の子どもに多い交通事故の特徴（飛び出しなど）を踏まえ、普段通り慣れた道路の危険な場所や、身近で起きた交通事故について話し合うことが大切です。子どもに対し、日常生活や教育現場において交通安全教育を実施し、事故防止と安全意識の向上を図りましょう。

### ◎道路管理者・関係機関は・・・

- 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策を推進しましょう。
  - 令和8年9月1日から、生活道路(※)における自動車の法定速度が60 km/hから30 km/hに引き下げられます。歩行者の安全を守るため、「生活道路は人が優先」という意識が浸透するよう、交通安全教育や広報啓発を推進しましょう。
- ※ここでいう生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線などがない道路のことをいいます。

## 重点事項2

# 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

### ◎運転者は・・・

- 運転中のスマートフォン等による通話や画像注視は、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為です。絶対にやめましょう。
- 歩行者や自転車の動きにも注意を払いながら、十分な車間距離を保つ、無理な追い越しや割り込みをしない、急ブレーキや急ハンドルを避ける、など落ち着いた運転を心がけましょう。
- 歩行者や他の車両に対し、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちをもって通行する交通マナーを実践しましょう。特に、こども、高齢者、障がい者などの歩行者近くを通行する場合は、安全な間隔を確保するとともに、必要に応じ徐行や一時停止をして歩行者の安全を優先しましょう。
- 車間距離が近いと「あおり運転」と認識されたり、ブレーキが遅れて追突事故につながることもあります。車の性能や運転技術を過信せず、十分な車間距離を保ち、安全運転を心がけましょう。



### ◎地域・家庭では・・・

- 車で出掛ける際の全席シートベルト着用、こどもの体格にあったチャイルドシートの正しい取付けと着用、飲酒運転の根絶等、家族や身近な人同士で声をかけ合い、地域全体の交通安全意識を高めていきましょう。



### ◎事業所・関係機関・団体等では・・・

- 所属の全職員に対し交通安全に関する情報を提供するほか、業務中の交通事故防止のための交通安全教育を徹底するとともに、運転者の体調面も考慮した安全を確保するための運行計画を立て、運転者及び運行業務の管理を行いましょう。
- 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進、並びに運転免許証の自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発等、高齢運転者の交通事故防止のための取組を推進しましょう。

## 重点事項3

# 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

### ◎自転車・特定小型原動機付自転車の利用者は・・・

- 交通事故による頭部への被害を軽減するため、乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車は道路交通法では「軽車両」に位置づけられており、「車の仲間」です。道路を通行する際は、「車両」を運転する者として自覚と責任を持って、安全利用に努めましょう。
- 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進、傘差し及び運転中スマートフォンを使用する「ながらスマホ」の禁止等、基本的な交通ルールを遵守しましょう。

#### 自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

### ◎家庭・地域・学校等では・・・

- 乗車用ヘルメット着用の重要性や自転車事故が招く責任の重大さなどについて話し合い、定期的な点検整備の実施とヘルメット着用指導、損害賠償責任保険等への加入促進を図りましょう。



ヘルメット着用

### ◎関係機関・団体は・・・

- 令和8年4月1日からの、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対し交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）の導入に際し「自転車安全利用五則」にのっとった自転車の基本的な通行方法の周知と遵守の徹底を促す広報啓発を推進しましょう。

主な  
違反行為

- ・スマートフォンを使用しながらの「ながらスマホ」→1万2,000円
- ・信号無視→6,000円 ・車道の右側通行→6,000円 ・一時不停止→5,000円
- ・傘差し→5,000円 ・無灯火→5,000円 など